

日本国際照明デザイナーズ協会会員の皆様へ

# 照明デザイナー 賠償責任補償制度 のご案内

**保険期間**

**2023年9月1日～2024年9月1日**

※中途加入も可能です

団体保険契約者：一般社団法人 日本国際照明デザイナーズ協会  
募集代理店、集金事務代行：株式会社ライジングエージェント

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

※この補償制度は、団体保険契約者が、引受保険会社と締結した業務過誤賠償責任保険(業務過誤賠償責任保険普通約款+対象業務に関する特約条項(日本国際照明デザイナーズ協会用)+日付データ処理等に関する不担保追加条項+サイバーリスク不担保追加条項)に基づいています。

**//RISING AGENT**

本補償制度では、  
日本国際照明デザイナーズ協会会員の皆様が、  
照明の設計・デザイン業務に伴う行為における偶然な事故に起因して、  
第三者に対して法律上の賠償責任を負うことによる損害について補償いたします。

## 特長①

日本国際照明デザイナーズ協会会員様専用  
新たに開発された商品です。

☆加入資格：加入始期時点で一般社団法人日本国際照明デザイナーズ協会の会員であること。  
※建築士の方は加入できません。

## 特長②

設計・デザインの契約不適合による賠償責任を補償します。

☆「被保険者の業務(※1)につき行った行為における偶然な事故(※2)に起因する」  
賠償事故を補償する制度です。

(※1)業務……日本国内に設置される照明器具または装置のデザインまたは設計業務

(※2)偶然な事故……日本国内において、生産物(※3)が本来の技術水準を満たさず、使用不能またはそれに近い状態であること。

(※3)生産物……被保険者によりデザインまたは設計される照明の「業務依頼契約書」または「施工図」

☆人身事故や物損事故だけでなく、工事のやり直しなど経済的損失に対する賠償責任も対象となります。

## 特長③

保険期間中に日本国内においてなされた損害賠償請求  
により被る損害を包括的に補償します。

☆個々の業務委託契約単位ではなく、年間を通じての補償となります。

## 特長④

ご予算にあわせて補償プランは3パターンからご選択いただけます。

## 保険金をお支払いする場合

本補償制度では、  
「日本国内に設置される照明器具または装置のデザイン、設計業務」  
における偶然な事故に起因して、  
日本国内で発生した次のような事故に伴う賠償責任を補償します。

## ① 設計・デザイン業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損

(例) 工事完成引渡し後、照明器具の落下事故が発生。  
後日、固定方法と施工の設計ミスが原因と判明した。

## ② ①に起因する他人の財物の損壊

(例) イルミネーションの異常な発熱により、既設構造物が変形・損傷してしまった。  
後日、設計上の照明の配置の設計ミスが原因と判明した。

## ③ ①に起因する他人の身体の障害

(例) LEDのテレビ画面が落下し、付近にいた人がケガ。  
後日、テレビ画面の重量と固定の方法の設計ミスが原因と判明した。

## ④ 設計・デザイン業務の対象となった設備が、当初の契約で想定していた技術水準を満たさず(※)に、本来の機能を著しく発揮できない状態となったことによる再施工等の費用

(例) 棚下灯を設置し引渡し後、住人の子供が通常の使用方法の中で容易に接触し得るという点で、接触した子供が火傷を負ってしまうリスクが顕在化した。設置場所の設計ミスであることから、施工をやり直すこととなった。

(※) 「想定していた技術水準を満たさない状態」とは  
… 通常の使用方法の中で本来あってはならないような事故が、起きうる状態のこと

**\* 追完請求の内容が無過失であった場合には、保険金をお支払い出来ません。**

## 補償の対象となる方(被保険者)

① ご加入者様(記名被保険者)

② ①の役員および使用人

※②は、①の業務に関する限りにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

## お支払いする保険金の種類

事故発生後に  
生じる費用

◇求償権  
保全費用  
貴社(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。

訴訟等に発展  
した場合の費用

◇争訟費用  
貴社(被保険者)が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

和解・判決による  
損害賠償金のお支払い

◇法律上の損害賠償金  
被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。

<身体賠償事故の場合>  
治療費、医療費、慰謝料など

<財物賠償事故の場合>  
修理費、再調達に要する費用など

※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

貴社(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。



保険金は、一連の損害賠償請求にかかわる上記費用および損害賠償金から自己負担額を差し引いた額の90%の額をお支払いします(ご加入プランのお支払限度額を限度とします)。

自己負担額は、1事故あたり10万円です。

お支払い  
する保険金

$$= \left( \begin{array}{l} \cdot \text{損害賠償金} \\ \cdot \text{費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{自己負担額} \\ 10\text{万円} \end{array} \right) \times 90\%$$

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 建築士が行う専門的職業行為に起因する損害賠償請求
- 瑕疵による保証責任に起因する損害賠償請求
- 業務の再遂行または生産物の再作製等に要する費用に起因する損害賠償請求
- 景観が不良であるとの申し立てに基づく損害賠償請求に起因する賠償責任
- 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- 追完請求の内容が無過失であった損害賠償請求

など

## ご加入パターン

ご加入パターン	お支払限度額 (1会員様あたり)	縮小てん補割合	自己負担額 (1事故あたり)	保険料 (1会員様・1年)
プランA	1事故・保険期間中 1億円	90%	10万円	300,000円
プランB	1事故・保険期間中 5,000万円	90%	10万円	200,000円
プランC	1事故・保険期間中 1,000万円	90%	10万円	100,000円

1証券の保険期間中お支払限度額は、5億円となります。

## 保険期間の適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

## 保険期間、申込スケジュール

- 保険期間 : 2023年9月1日午後4時～2024年9月1日午後4時まで
- お申込手続き締切日 : 2023年8月25日(加入依頼書の送付と保険料の振込)  
【加入依頼書送付先】: 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-6 H10日本橋小舟町509  
株式会社ライジングエージェント

### 【保険料お振込先】

みずほ銀行(0001) 新宿新都心支店(209) 普通口座 口座番号 3082446

株式会社ライジングエージェント 【カ)ライジングエージェント】

※振込手数料につきましては、ご加入者様のご負担にてお願いいたします。

※中途加入につきましては、随時受付をいたします。

## 保険金請求時の必要書類

保険金請求時には以下の書類(写し)をご提出いただきます。

・業務依頼契約書

もしくはそれに代わる物(見積書、請求書、発注請書、発注書等)  
(業務範囲が明記されているもの)

・特記仕様書 (設計の条件が記載されているもの)

※口頭での受注等、あらかじめ設計の条件や業務依頼内容が不明確な業務について発生した事故については対応できません。ご注意ください。

## 照度の過不足にかかわる賠償請求について

「照度計算の実施をしていたにも関わらず照度不足であった」

または、「書面等において明るさに関する指示が明らかであったにも関わらず照度不足であった」など、照度に関する設計ミスが明らかな場合に限り、保険の対象となりません。

※照度計算を実施していれば全ての事故が保険の対象になる、という意味ではありません。

## 以下の賠償事故は、この補償制度では対象になりません。

- 施工上のミス等による賠償責任 ⇒ 請負業者賠償責任保険等で対象
  - メーカー責任(製品自体の瑕疵に起因する賠償責任) ⇒ PL保険で対象
- 上記2点については特にご注意ください。

## その他、ご注意ください

この補償制度は、「法律上の賠償責任」を補償するものです。

設計行為の中で行うべきプロセスを怠ったことによる事故については、「設計内容の契約不適合」の有無を判断できないことになりかねませんので、法律上の賠償責任の有無の判断が困難になり、保険としての対応が難しくなります。

あらかじめご注意ください。



## 業務過誤賠償責任保険普通保険約款

## 第1章 当会社のでん補責任

## 第1条(当会社のでん補責任)

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特約条項記載の業務(以下「業務」といいます。)につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)に起因して、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(以下「損害」といいます。)をてん補します。

## 第2条(損害の範囲)

当会社が前条の規定によりてん補する損害は、次の①から③までに掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 求償権保全費用

## 第3条(用語の定義)

この普通保険約款において、次の①から⑧までに掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

- ① 被保険者  
この保険契約により補償を受ける者として保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。また、被保険者が死亡した場合は、その者とその相続人または相続財産法人を、被保険者が破産した場合は、その者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。
- ② 一連の損害賠償請求  
損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。  
なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
- ③ 法律上の損害賠償金  
法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(業務の結果を保証することを含みます。)がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
- ④ 争訟費用  
被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。)によって生じた費用(被保険者またはその従業員の報酬、賞与、給与等を除きます。)で、必要かつ有益と認められるものをいいます。
- ⑤ 求償権保全費用  
他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをするために必要かつ有益であると認められる費用をいいます。
- ⑥ 保険契約申込書等  
保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
- ⑦ 反社会的勢力  
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ⑧ 無効  
保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

## 第4条(保険期間)

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時(注)に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、当会社所定の保険料領収前になされた損害賠償請求に起因する損害をてん補しません。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

## 第2章 当会社のでん補しない損害

## 第5条(てん補しない損害—その1)

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から④までに掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。

なお、①から④までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(注1)に起因する損害賠償請求
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら(注2)行った行為に起因する損害賠償請求
- ④ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求

(注1) 犯罪行為

刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条(てん補しない損害—その2)

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から⑬までに掲げる損害賠償請求に起因する損害については、てん補しません。なお、①から⑬までの中で記載されている事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

① 次に掲げるものに対する損害賠償請求

ア. 身体の障害(注1)および精神的苦痛

イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害

② 遡及日(注2)より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求

③ 遡及日(注2)より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求

④ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(注3)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

⑤ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

⑥ 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求

ア. 汚染物質(注4)の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態

イ. 汚染物質(注4)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請

⑦ 直接であると間接であるとを問わず、核物質(注5)の危険性(注6)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求

⑧ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注7)に起因する損害賠償請求

⑨ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求

⑩ 通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求

⑪ 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求

⑫ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求

⑬ 他の被保険者からなされた損害賠償請求

(注1) 身体の障害

身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 遡及日

保険証券記載の遡及日をいいます。

(注3) 知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注4) 汚染物質

固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染もしくは汚濁の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注5) 核物質

核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。

(注6) 核物質の危険性

放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注7) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

### 第3章 当会社のでん補限度額

第7条(てん補限度額)

(1) 一連の損害賠償請求について当会社がてん補すべき損害の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の一損害賠償請求のでん補限度額を限度とします。

$$\left( \begin{array}{l} \text{一連の損害賠償請求による損} \\ \text{害の合計額} \end{array} - \text{保険証券記載の免責金額} \right) \times \text{保険証券記載の縮小てん補割合}$$



2) 当社がこの保険契約で補する金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の期間中てん補限度額を限度とします。また、第19条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の期間中てん補限度額が適用されるものとします。

#### 第8条(他の保険契約等との関係)

当社は、前条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等(注)がある場合においては、損害の額が他の保険契約等(注)によりてん補されるべき金額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険証券記載の縮めてん補割合を乗じて得た額を、保険証券記載の一損害賠償請求てん補限度額を限度としててん補します。ただし、他の保険契約等(注)が、この保険契約のてん補限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、本条の規定は適用されません。

#### (注) 他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対しててん補責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

#### 第4章 保険契約者または被保険者の義務

##### 第9条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。  
(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③ 保険契約者または被保険者が、損害賠償請求がなされる前に、保険契約申込書等の記載事項(注1)につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

⑤ (2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。

(4) 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

#### (注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

#### (注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

#### 第10条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社に申し出る必要はありません。

(2) (1)の事実が発生した場合(注2)は、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)の手続を怠った場合は、当社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害については、てん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。

① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合

② (1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害である場合

#### (注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実については除きます。

#### (注2) (1)の事実が発生した場合

(5)①の規定に該当する場合を除きます。

#### 第11条(記録の完備)

被保険者は、業務の遂行に関する記録を備えておかなければなりません。

#### 第5章 保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求

##### 第12条(保険契約の解除)

(1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に

対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (4) (2)または(3)の規定による解除が、損害賠償請求がなされた後に行われた場合であっても、当会社は、次条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までになされた損害賠償請求による損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、次の損害については適用しません。
  - ① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
  - ② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

#### 第13条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第14条(保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第15条(保険料の返還または請求—告知・通知事項等の承認の場合)

- (1) 当会社が第9条(告知義務)(3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 当会社が第10条(通知義務)(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
  - ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合  
 $(\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}) \times (1 - \text{既経過期間(注1)に対応する別表に掲げる短期料率}) = \text{返還保険料}$
  - ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合  
 $(\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}) \times \text{未経過期(注2)に対応する別表に掲げる短期料率} = \text{追加保険料}$

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第10条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前になされた損害賠償請求による損害については、この規定を適用しません。
- (5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①または②の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (6) 当会社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、当会社は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害については、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、てん補します。

(注1)既経過期間

第10条(通知義務)(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時までの期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2)未経過期間

第10条(通知義務)(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3)追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり、

#### 第16条(保険料の返還—保険契約の無効・取消し・失効の場合)

- (1) この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第14条(保険契約の無効・取消し)(1)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (2) 第14条(保険契約の無効・取消し)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (3) この保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間(注))に対応する別表に掲げる短期料率)

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条(保険料の返還—保険契約解除の場合)

(1) 第9条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)、第12条(保険契約の解除)(2)、第15条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)(3)または第18条(当会社による調査)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間(注))に対応する別表に掲げる短期料率) = 返還保険料

(2) 第12条(保険契約の解除)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算された保険料を返還します。

既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間(注))に対応する別表に掲げる短期料率) = 返還保険料

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条(当会社による調査)

(1) 当会社は、保険期間中いつでも、保険契約者または被保険者の同意を得て、保険契約申込書等に記載された事項および第10条(通知義務)(1)の規定により通知された事項に関して必要な調査をすることができます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

## 第6章 保険金の請求

第19条(損害賠償請求等の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、遅滞なく、当会社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその損害賠償請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(注)を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

(注) 損害賠償請求がなされるおそれのある状況

損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況にかぎります。

第20条(損害の防止軽減)

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次の①および②の事項を履行しなければなりません。

① 被保険者が第三者に対し求償できる場合は、求償権の保全または行使に必要な手続をすること。

② 損害の発生および拡大の防止に努めること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて、損害をてん補します。

① (1)①に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと思われる額

② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと思われる損害の額

第21条(争訟費用、法律上の損害賠償金)

(1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者は、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この普通保険約款の規定によりてん補が受けられないこととなった場合は、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。

(2) 当会社は、この保険契約による防御の義務を負担しません。

(3) 被保険者は、あらかじめ当会社の書面による同意がないかぎり、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契約においては、当会社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害としててん補の対象となります。

第22条(損害賠償請求解決のための協力)

(1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当会社の求めに応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

第23条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。

① 第2条(損害の範囲)①の法律上の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害に係る損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 第2条(損害の範囲)②および③の費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時



- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
  - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
  - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
  - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑤ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- (3) 当社は、損害賠償請求の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害をてん補します。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
  - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
  - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第24条(保険金の支払)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および行為と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または行為と被保険者に対してなされた損害賠償請求について当事者間に争いがある場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

(注2) ①から⑤までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第25条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害をてん補したときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額をてん補した場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、てん補されていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第26条(求償権の不行使)

当社は、前条(1)の規定により移転した債権に係る権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じた場合を除きます。

## 第27条(先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について、先取特権を有します。

(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条(損害の範囲)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条(損害の範囲)①に対する保険金請求権にかぎりです。

## 第7章 訴訟の提起および準拠法

## 第28条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 第29条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

## 短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

## &lt;用語の定義(五十音順)&gt;

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
業務	日本国内に設置される照明器具または装置のデザインまたは設計業務をいいます。
財物	財産的価値を有する有体物をいい、これと一体をなす電子データ、データベース、ソフトウェア、プログラム、コンピュータネットワーク等を含みます。
事故	日本国内において、生産物が本来の技術水準を満たさず、使用不能またはそれに近い状態であることをいいます。
生産物	被保険者によりデザインまたは設計される照明の「業務依頼契約書」または「施工図」をいいます。
役員	会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。

## 第1条(当会社のでん補責任)

当会社は、この特約条項が付帯された保険契約においては、業務過誤賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社のでん補責任)の規定にかかわらず、被保険者の業務につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)における偶然な事故に起因して、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(以下「損害」といいます。)をてん補します。

## 第2条(被保険者の範囲)

この特約条項において、被保険者は次の①および②をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者として。

## 第3条(てん補しない損害の適用除外)

この特約条項により、当会社は、普通約款第6条(てん補しない損害—その2)①の規定を適用しません。

## 第4条(てん補しない損害の読み替え)

この特約条項が付帯された保険契約において、普通約款第6条(てん補しない損害—その2)②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「② 遡及日(注2)より前に発生した事故およびそれと同一の原因より生じた事故に起因する一連の損害賠償請求」

## 第5条(てん補しない損害)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第5条(てん補しない損害—その1)①から④および普通約款第6条(てん補しない損害—その2)②から③に掲げる損害賠償請求のほか、次の①から24に掲げる損害賠償請求に起因する損害については、てん補しません。

- ① 役員としての業務に起因する損害賠償請求
- ② 生産物の配送遅延または誤配に起因する損害賠償請求
- ③ **履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求**
- ④ 特許権、商標権等の知的財産権および著作権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑤ 生産物または生産物が一体をなす財物の回収措置に要した費用に起因する損害賠償請求
- ⑥ 次のアまたはイに掲げるものおよび事由に起因する損害賠償請求
  - ア. 航空機、宇宙船、飛行船、人工衛星、ミサイル等ならびにそれらの部品(注1)および地上の航空管制機器またはそれらに使用される地上の操作機器類ならびにそれらの部品(注1)
  - イ. アに関する教育材料、取扱説明マニュアル、設計図、チャート、技術指導またはその他指導、サービス、労務の提供
- ⑦ 生産物の供給停止に起因する損害賠償請求
- ⑧ 被保険者の破産、破綻およびその他経済的困窮に起因する損害賠償請求
- ⑨ 生産物に係るあらゆる契約の維持、付保、獲得、保証、解除、消滅、失効、変更、更新、撤回、取消し、停止等の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑩ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体、個人またはこれらと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれに起因する損害賠償請求
- ⑪ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑫ 記名被保険者から記名被保険者の役員または使用人に対してなされた損害賠償請求
- ⑬ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害(注2)に起因する損害賠償請求
- ⑭ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
  - ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと。
  - イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断(注3)



- ⑮ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
- ⑯ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑰ 被保険者の業務の対価(注4)の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑱ **業務の報酬(注5)の返還に起因する損害賠償請求**
- ⑲ 情報の漏えいまたはそのおそれがあることに起因する損害賠償請求
- ⑳ 業務の再遂行または生産物の再作製等に要する費用に起因する損害賠償請求
- 21 資産の運用、投資等の結果に起因する損害賠償請求
- 22 建築士が行う専門的職業行為に起因する損害賠償請求
- 23 瑕疵による保証責任に起因する損害賠償請求
- 24 景観が不良であるとの申し立てに基づく損害賠償請求に起因する賠償責任

(注1) 部品

予備または交換部品を含みます。

(注2) 営業権の侵害

商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。

(注3) コンピュータ等の停止もしくは中断

コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。

(注4) 業務の対価

販売代金、手数料、報酬等をいいます。

(注5) 業務の報酬

日当、旅費および宿泊料を含みます。

#### 第6条(読替規定)

この特約条項が付帯された保険契約において、普通約款第6条(てん補しない損害—その2)④および⑤ならびに普通約款第19条(損害賠償請求等の通知)(1)および(2)に規定する「行為」とあるのは「事故」と読み替えて適用します。

#### 第7条(てん補限度額の読替規定)

当社は、普通約款第7条(てん補限度額)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第7条(てん補限度額)

(1) 一連の損害賠償請求について当社がてん補すべき損害の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、1会員ごとに、保険証券記載の一損害賠償請求てん補限度額および期間中てん補限度額を限度とします。

$$\text{一連の損害賠償請求による損害の合計額} \quad - \quad \text{保険証券記載の免責金額} \quad \times \quad \text{保険証券記載の縮小てん補割合}$$

(2) 当社がこの保険契約でてん補する金額は、保険期間を通じて、5億円を限度とします。また、第19条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、5億円が適用されるものとします。

」

#### 第8条(普通約款との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の規定に反しないかぎり、普通約款の規定に従います。

## ご注意

●この保険は、保険種類に応じた特約条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ①保険期間が1年以内のご契約       | ④保険金請求権等が担保として |
| ②営業または事業のためのご契約      | 第三者に譲渡されたご契約   |
| ③法人または社団・財団等が締結したご契約 |                |

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### ■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式サイト

(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者  
 (追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)  
 ②業務内容  
 ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項  
 ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

### ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからのご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等  
 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。  
 <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称  
 <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
 <3>損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

## 万一事故にあわれたら（つづき）

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。  
① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会  
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④ 日本国外での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合  
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは**取扱代理店までご連絡ください**。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

**0120-727-110**

< 受付時間 >

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

### ● 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808 < 通話料有料 >

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト(https://www.sompo-japan.co.jp)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ライジングエージェントのホームページに、  
会員様用のページを開設しております。  
ぜひ、ご覧ください！

URL → <https://www.rising-a.co.jp/>



## 問い合わせ先

### 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

北東京支店 北東京第一支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル

TEL 03-3349-5953

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

### 取扱代理店

**株式会社ライジングエージェント**

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-6

H10(エイチワンオー)日本橋小舟町509

TEL 03-6868-8474

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)